

令和2年5月22日

神奈川県行政書士会 緑支部会員 各位

神奈川県行政書士会緑支部
支部長 駒井達雄

新型コロナウイルス関連支援相談員募集のお知らせ

支部会員の皆様におかれましては、日ごろより支部活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度当支部では、横浜市経済局からの要請を受け、他の横浜市を管轄する6支部と協力し、当支部管内の事業者（個人事業主、中小企業）向けの新型コロナウイルス感染症関連の各種支援制度（国・県・市）について無料相談窓口を設置する運びとなりました。

本要請をいただけたことを大変ありがたく思うとともに、他の横浜市を管轄する6支部と協力し、事業者を積極的に支援することで、行政・市民に行政書士をより知っていただく機会としたいと思います。

そして、この事業を成功させるには、行政書士の社会的使命を自覚し、日ごろより事業者の支援に取り組み、その業務に精通した相談員が必要となります。是非、お力添えをいただきたいと思いをします。

つきましては、別紙応募要領により相談員を募集しますので、希望される方はこの要領に従ってお申し込み下さい。

以上

< 新型コロナウイルス関連支援相談員 応募要領 >

1. 業務内容

新型コロナウイルス感染症に関する国・県・市の各種支援制度（個人事業主、中小企業）に関する相談・指導

2. 業務実施方法

本相談受付専用電話（横浜市を管轄する7支部が共同で設置）にて受け付けた相談者情報に基づき、相談員より相談者宛に電話し相談に応じていただきます

3. 実施期間

令和2年6月1日（月）～令和2年8月31日（月）

※状況により期間が延長されることがあります

4. 実施日

上記期間の月曜日～金曜日

5. 業務時間

9時～17時 ※左記の時間内に受け付けた相談者情報をML（本相談員専用）に配信します

6. 応募の資格・条件

- (1) 新型コロナウイルス関連支援制度に係わる相談を受けた実績があり、かつ支部活動としての本業務に意欲を有する会員
- (2) 本業務によって、相談者が継続相談あるいは業務依頼を希望する場合に対応が可能である会員（基準に従い報酬の請求可）
- (3) 行政書士賠償責任補償制度に加入している会員（未加入の場合は配置までに加入すること）
- (4) 会員処分を現に受けておらず、かつ、本会及び支部の会費を滞納していない会員

7. 日当

日当の支給はありません ※事情の変化により支給できる場合があります

8. 応募方法

別紙「応募用紙」に必要事項を記入し、宮田相談部長あてにEメールにてお申し込み下さい
宮田相談部長Eメールアドレス「gyoseishoshinm-office@ae.auone-net.jp」

9. 応募期限

令和2年5月28日（木）必着

10. 委嘱の通知等

令和2年5月31日（日）迄に、委嘱の通知とともに手順書等をメールにより送付いたします